

## 第5章 まとめ

この章では、第2章から第4章までで明らかになった内容を踏まえ、より効果的な処遇や支援の在り方についての検討に資する知見を示すとともに、今後の課題等についても取り上げる。

### 1 逆境体験を有する非行少年への関わり

第2章の統計調査からは、少年院在院者のうち約42%という少なくない人数が被虐待経験を有していることが分かった（第2章第1節1項（2）参照）。被虐待経験は、トラウマ体験の一つであり、トラウマとは、本来の能力では対処できないような外傷的な出来事を体験（トラウマ体験）したときに被る著しいストレスを意味するとされている（亀岡、2020）。一方、第3章の特別調査からは、ACEを有する者は、少年院在院者・保護観察処分少年のそれぞれ86.3%、56.5%であったことが分かった（第3章第3節2項（6）参照）。米国疾病予防管理センターの大規模な調査（1995-1997）によれば、ACEは、その後の神経発達不全を引き起こし、それが社会・情緒・認知面の障害につながり、心身の健康不全や社会不適応・行動上の問題として表面化するとされており、ACEを有する多くの者たちが、その後の人生において、医療や保健・福祉・司法との関わり持つようになる可能性が高いとされる（亀岡、2020）。後述するトラウマ・インフォームド・ケアでは、身体的・情緒的な発達に有害となる体験を逆境と捉え、それらも含めてトラウマと見なすとされている（野坂、2021）。これらのことからすれば、特別調査の対象者のうち、少年院在院者を中心に、かなりの人数がトラウマを抱えているものと認められる。トラウマの記憶は、年月が経過しても鮮明に記憶に残りやすく、警戒心や恐れで落ち着かなくなる過覚醒の状態にさせる。不眠や集中力の低下、フラッシュバックというトラウマの生々しい記憶に悩まされたり（再体験症状）、トラウマにまつわるものを避けたりし（回避状況）、些細な刺激に過剰に反応する一方、感情や感覚が鈍麻する（麻痺）。意識が切り離されて、記憶の忘却が起きたり（解離）、否定的な認知が強まり、自他への不信感、自責感、恥を感じたりすることが多いとされる（野坂、2021）。また、トラウマによる心的外傷後ストレス障害（posttraumatic stress disorder；以下「PTSD」という。）と診断された人は、トラウマ体験と同時期、あるいはその後から、PTSD症状の苦痛を緩和させようとして、アルコールや薬物などの物質使用を開始することが多いとされている（野坂、2021）。

ACEを有する者が少年院在院者で顕著に多かったことから、ここでは、トラウマを持った

少年院在院者について焦点を当てる。第4章第1節1項の施策調査で取り上げた二つの少年院で見られたような少年の行動について、例えば、自傷・自殺企図、逃走企図を繰り返すことは、現実からの逃避の一つであり、トラウマにまつわるものを避けている状況（回避状況）に近い行動と考えることができる場合もある。トラウマにより、職員との信頼関係を築くことが難しい（自他への不信感、自責感、恥を感じていることによって、信頼関係を構築することが難しく、そもそもコミュニケーションが円滑に取れないという場合も生じる。）場合も考えられる。したがって、トラウマは、矯正教育の実施を阻んでいるものとも考えられるが、トラウマに対しては、矯正教育による対応ではなく、基本的に治療が必要となる。矯正教育を行いながら治療を進めていくことが理想的ではあるが、矯正教育を中心的に行う職員である法務教官は、治療者ではない。少年院在院者がトラウマを抱えている状態で、矯正教育を実施していくためには、トラウマ・インフォームド・ケアが重要となってくる。トラウマ・インフォームド・ケアについては、既に、第4章第1節1項の施策調査において言及したところであるが、ここでまとめて取り上げる。少年院の処遇を受ける中で問題となる行動を起こす少年院在院者の態度は、感情発達の未熟さを表すものであり、現実に向き合うことへの回避や恐れによるものであるという状況を理解し、肯定的な変化を促すには、その未熟さや恐れを生じさせている背景を知り、そこに介入していく必要がある。すなわち、「何が起きているのか」に着目し、さまざまな場面での態度や行動を観察しながら、どんなきっかけで、どんなふうに反応するかを把握する姿勢が求められる。その際、トラウマの視点から理解を深めていくアプローチをトラウマ・インフォームド・ケアという（野坂、2021）。近年、全国の少年院において、外部講師を招へいしたり、文献を基にテキストを作成したりするなどして、トラウマ・インフォームド・ケアの概念についての研修が行われていることは、第4章第1節1項の施策調査で取り上げた。

ここまで、矯正教育の実施という観点から少年院在院者が抱えるトラウマについて見てきたが、出院後の未来についても考える必要がある。保護観察処分少年の処遇においても、トラウマ体験の影響が大きいことは、第4章第1節2項の施策調査で紹介したとおりであり、社会内処遇において少年が抱えるトラウマにどのように対応するかという点が重要である。前記のとおり、トラウマには治療が必要であるものの、矯正・保護といった刑事司法の領域でできることは限られてくる。実際のところは、本人がトラウマを抱えているという情報を連携する機関等に提供するまでが、刑事司法内でできる限界だと思われるものの、少年自身が自分はトラウマを抱えているという「気づき」を得ることも難しい。トラウマについても、その影響の軽重があり、もし、その状況が重篤であって、その少年の生死に関わるものであれば、緊急な医療

的措置及び入院中・保護観察期間中又は出院後・保護観察期間終了後に医療機関との連携を試みることも必要になってくる。そこまで重篤ではない場合にも、出院後、ひいては保護観察期間終了後の未来において、どのようなところに援助を求めるべきかなどの情報を付与することが必要となってくると思われる。

さらに、以下では、トラウマを抱えた非行少年の処遇に携わる者（以下「処遇者」という。）の側からの視点で、少年が抱えるトラウマから生ずる問題への対処を考える。トラウマを抱える少年との関わりを通して処遇者が感じるストレスはかなりのものである。例えば、少年が「悪かった」「もうしない」と言うものの、実感が伴っておらず、表面的で話が深まらない場合、処遇者に非があるように責め立てたり、「自分は悪くない」と開き直ったりする場合もあり、処遇者の胸の内には、自分が「ばかにされた」ような腹立たしさや「何をやってもだめだ」という諦めに似た感情がわくことなどが想定される（野坂、2021）。ここで重要なことは、処遇者が本人（少年）はトラウマを持っているという見立てをすることができるようになることである（これは、処遇者の側の気づきと捉えることもできる。）。そもそも、この見立てがなければ、トラウマ・インフォームド・ケアも行うことができない。解離を含め、少年が一見意味不明な行動をしている原因がトラウマによるものだと分からなければ、処遇者にとっては、少年の行動について理解できないままであり、もし、注意指導したとしても、その反応がなかったり、再び同じ行動を起したりすれば、それにストレスを感じてしまう。一方で、処遇者が、本人（少年）はトラウマを抱えており、それが現在の行動を引き起こしているという見立てができれば、かなりの安心感を得られる。「見立て」を、「気づき」と置き換えると分かりやすいかもしれない。処遇者のストレスは、それまで意欲を持って少年の処遇に没頭していた処遇者が、あたかも燃え尽きたかのように意欲をなくし、社会的に適応できなくなってしまう状態であるバーンアウトや、少年へ過度にきつく言い向けることや暴力的な言動などの不適切な対応を誘発しやすい。少年院在院者については少年鑑別所でアセスメントが行われ、保護観察処分少年についてはCFPが導入されているところであるが、処遇者等が見立てを行い、トラウマ・インフォームド・ケアによって、トラウマのある少年を適正に処遇するためには、知識（トラウマ及びトラウマ・インフォームド・ケア）と技術（ロールプレイなどを用いて面接力を向上させること）が必要であると考えられ、そのためには継続性のある研修が望まれる。

以上の点については、少年院在院者に対する職員及び社会内処遇における保護観察官のほか、保護司等処遇に関わる人たちのみに当てはまるものではなく、こうしたトラウマ体験を抱える少年に携わる人たちにとって有用な知見であり、前記のような視点を持つことが重要であると

思料される。

## 2 経済的な困難を抱える非行少年への関わり

第3章の特別調査から、非行少年にACEを有する者が多いことがうかがえた。一方で、経済状況に関しても、少年院在院者・保護観察処分少年共に、生活困窮層及び周辺層に分類された世帯が4割を超えていた。経済的困窮は逆境の連鎖のスタート変数として有力である（菅原、2019）との指摘もあり、ACEと経済状況との関連性も見られたことから、ACEを有する者が同時に経済的な困難も背景に抱えている場合があり、非行少年のアセスメントや処遇においては、少年が経験してきた逆境体験に加え、経済状況との関連等、少年の生育環境を多角的に捉えていく必要があると指摘した（第3章第4節参照）。

本項では、非行少年の経済状況に焦点を当てて、経済的な困難を抱える非行少年への関わり の在り方を検討する。第3章の特別調査から、経済状況が厳しい環境にある非行少年には、学校への不適応、不安定な就労状況等を含め、健全な社会生活を送っていく上で様々な課題やリスクを抱えている可能性がうかがえた。特に、十分な学びを得ることができないことが犯罪や非行に至る背景となっていることや、保護観察終了時に無職の少年の再処分率（保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分を受けた者の人員の占める比率）は、有職の少年と比べて、顕著に高い傾向があることなどを踏まえると、非行少年の再犯・再非行を防止するに当たっては、就学・就労が重要である。第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）においても、平成29年12月に閣議決定された第一次再犯防止推進計画に引き続いて、「学校等と連携した修学支援の実施等」及び「就労・住居の確保等」が重点課題に位置づけられている。そこで、非行少年が、社会生活を継続できるようにする上で重要と考えられる就学及び就労について検討する。

まず、就学に関して、第2章の統計調査から、教育程度については、経済状況が厳しくなるにつれて、少年院在院者・保護観察処分少年共に、「中学卒業」の構成比が高くなっている一方、少年院在院者における「高校卒業・その他」、保護観察処分少年における「高校卒業等」の構成比が低くなっていた。第3章の特別調査から、生活困窮層は、学校の授業以外に一定程度の学習時間が確保されていない傾向が見られたほか、学校を辞めたくなるほど悩んだ経験のある者も多く、その理由として、経済的な理由の該当率が高いことも分かった。就労に関しても、転職歴のある者の構成比が高い傾向がうかがえた。

第4章では、修学支援について施策調査を行ったところ、少年自身の就学に対する意思に加

えて、保護者における就学への関心や就学に伴う経済的負担への考え方等も、少年の就学意欲の維持に大きく影響すると考えられ、保護者の関心がない場合等には、学費を自分で工面するほかなく、就労を選んでしまうことがあること、また、就労を選んでも、学歴が不十分であることで正規雇用での就労が困難であったり、不安定な雇用形態等が理由で早期に辞めてしまったりし、安定した就労生活を送れないこともあることなどが調査からうかがえた。

このように、就学・就労が継続できにくいことの背景には、経済的に困難な状況も関係していると考えられるが、昨今、「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、子供の貧困対策として教育や就労を支援する施策が進められているところであり、経済的な困難を抱える少年の場合、これらの支援制度等を活用していくことが有効である。特別調査の結果からは、生活困窮層は、基本的な学習習慣が身につけていない者も多い（第3章第3節3項（2）参照）などのほか、自分の感情を制御しにくい傾向や、明るくポジティブな未来を予想して、その将来に向けて努力しようとしにくいなどの心理的傾向があることがうかがえる（第3章第3節3項（3）参照）。そうした生育環境の影響により、就学や就労に意義を見いだせなくなっていたり、意欲を持てなくなっていたりし、結果的に不安定な状況につながっている場合があることにも目を向ける必要がある。

施策調査により、少年院、保護観察所において、NPO法人等の外部協力者による学力の向上等を目指した学習支援が始まっていることを紹介した。さらに、そうした場に、大学生やBBS会（非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等を行う青年のボランティア団体）の会員等も関わることにより、学力が向上するだけでなく、学びを継続することで将来の可能性が広がるという具体的なイメージを持つことも期待できる。このように、少年院、保護観察所において、非行少年が、少年院在院中、保護観察期間中、更には保護観察期間満了後も、学びたいと思ったときに地域から必要な支援を受けられるようにするため、地域の社会資源との連携を確保、強化しておくことの意義は大きい。

就労に関しても、少年院、保護観察所は、就労支援を積極的に行っているが、先述した不安定な就労の実情やその背景を踏まえ、支援する少年の就労が少しでも安定したものとなっていくように、継続的な支援を行っていくことが重要と考えられる。

非行少年は、地域社会での立ち直りに当たっては、就学、就労の場面も含めて、試行錯誤を繰り返していくことが予想されるところ、少年が経済的に困難を抱える状況にある場合は、少年院在院中や保護観察期間中に、保護者や少年に助言したり、支援機関との調整を行うことを

通じて、保護者や少年が各種制度を活用できるよう支援していくことが必要である。これに加えて、経済的に困難な状況にある非行少年が抱えがちと見られる心理特性や、就学・就労への意欲等、個々の抱える背景や状況を理解した上で、本人たちが支援を受けたいと思った時に支援を提供し、寄り添いながら継続的に関わっていけるような態勢を整備していくことが重要である。

### 3 少年・保護者に対する地域における支援

特別調査では、非行少年は、養育の状況において逆境体験を有する者や、経済的な困難を抱える者が多く、生育歴の中で様々な面で長期的にマイナスの影響を受け、複合的な課題となっていることが分かった。結果として、社会での適応が困難になり、それにより、孤立を深めるなど、非行のリスクファクターになっていることを指摘した（第3章第4節参照）。さらに、非行少年への処遇や支援を行う機関等の施策調査の結果（第4章参照）も踏まえ、本章1項及び2項では、逆境経験によるトラウマの治療や、経済的な困難等を抱える少年の健全な社会生活の維持のための修学支援や就労支援等には、地域の機関・団体による支援も必要となることに言及した。少年及び保護者が様々な課題を有する中で、少年院出院後や保護観察期間終了後も含め、必要な支援を受けられることが、再非行防止のために重要である。保護観察期間を満了した者に対する更生緊急保護に加え、近年では、地域における更生保護関係団体、地方公共団体等の関係機関・団体が地域支援ネットワークを構築して、保護観察を終了した者等のニーズを踏まえた相談支援等を行う取組等も見られるところ、第3章の特別調査によると、特別調査の対象となった少年の約半数、保護者の約7割が「保護観察終了後も継続的に支援してくれる仕組み」を必要としていることも明らかになった（第3章第3節3項（4）参照）。再非行防止という観点から、今後もこのような取組が地域に広がり、更に充実したものとなっていくことが期待される。

一方、非行の背景として、養育の状況における逆境体験や、経済的な困難、社会生活上の困難の影響が大きいことからすれば、子供や保護者が困難な状況を抱えていることを早期に把握し、必要な手当や支援を行うことによって、その後の非行のリスクを低減させ、非行を未然に防ぐために重要であることが示唆されている。「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）においても、「こどもの抱える困難は、発達障害などのこどもの要因、保護者の精神疾患などの家庭の要因、虐待などの家庭内の関係性の要因、生活困窮などの環境の要因といった様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、ひきこも

り、非行といった様々な形態で表出する」とされており、多様な機関や団体によるネットワークが協働しながら支援を行うことが、今後の政策の基本理念の一つとしてうたわれている。

非行防止のための取組として、刑事司法関係機関や民間のボランティア団体等は、従来の地域での啓発活動等に加え、様々な取組を行うようになってきている。例えば、少年鑑別所は、「法務少年支援センター」という名称で、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年や保護者等からの相談に応じるほか、関係機関・団体からの依頼に基づき、情報提供や助言、各種心理検査等の調査等を行っている。加えて、保護司会が更生保護サポートセンターを活用して一般の少年や保護者に対する非行相談を行ったり、更生保護女性会やBBS会といった更生保護ボランティアが地域と連携して子育て中の親子への支援、子供食堂の運営、学習支援等を行ったりするなど、地域で困難を抱える方の課題解決や支援の取組を通じて、非行のない安全・安心な地域づくりを目指そうとする動きが見られる。

加えて、第4章第3節では、地域の機関・団体による支援の取組の例を紹介した。北九州少年サポートセンターは、非行少年への対応だけでなく、子供の被害・加害を未然に防ぐ予防教育や、乳幼児の保護者への広報啓発にも力を入れているなど、非行に至る前に、支援が必要な人をすくい上げるとともに、ワンストップサービスによる支援を行う仕組みを構築している。支援の対象となる少年の多くが被虐待経験や劣悪な生育環境等の問題を抱えていることが多いことを踏まえ、トラウマがあるという視点を持って心理面接等を行い、子供が悩みを開示できるよう心がけている。地域食堂「みんなの食堂 ころあい」も、経済的な困難を抱える方に食事を提供するというだけでなく、家庭等でつらいことがあるときなどでも、ほっとしたり、ぐちをこぼしたりできる居場所としても機能しているほか、支援が必要であると把握した方を地域の機関による支援につなげるきっかけにもなっている。

子供や保護者によっては、本来支援が必要な状況であるのに、自分は支援を受けるほどではない、自分で何とかしないといけないなどとして、支援が必要であることに気付いていないケースもあるが、支援を受けずに社会で孤立してしまうと、非行に至るリスクファクターとなることが考えられる。地域の子供や保護者は様々な困難を背景に抱えている可能性があるとの視点で関わり、支援することによって、厳しい生育環境を有する場合でも、それによるマイナスの影響をできるだけ緩和すれば、結果として、非行に至るリスクファクターを避けられることが考えられる。

以上より、厳しい生育環境により複合的な課題を抱えることが非行の背景にあることを踏まえ、非行少年の再非行防止の観点からのみならず、非行のリスクを抱えている子供が非行に至

ることを未然に防ぐという観点からも、地域の子供や保護者の課題に地域社会・コミュニティが気付き、連携して支援していくことが重要である。